船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託に関するプロポーザル
実施結果について

１．受託候補者

株式会社　Y4.com

２．評価結果

書類審査及び面接審査の結果、基準を全て満たしていることから、受託候補者とした。
（応募法人が１法人のため、順位付けは行わない。）

	評価項目(大項目)	配点	評価結果 (各評価委員の平均点)
書類審査	１．基本的な考え方及び体制	８０	６８．２点
	２．特定保健指導実施率向上への取り組み	１２０	１００．８点
	３．積極的支援の内容	１３０	１２１．２点
	小計（１～３）	３３０	２９０．２点
	４．見積金額	２０	１８．４点
	合計（１～４）	３５０	３０８．６点
面接審査	プレゼンテーション及び総合評価	７０	４７．２点

３．審査基準（抜粋）

１）基本的な考え方

評価は、「書類審査」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

２）書類審査

書類審査は、提出された書類に基づき評価する。

【判定基準】

①業務の企画・提案項目の各区分（１～３）で評価委員の採点の平均が配点の２分の１に満たない項目が一つでもある場合は、面接審査に進めない。

②業務の企画・提案項目の合計得点の平均が６０％（１９８点）未満である場合は、面接審査に進めない。

③上記２つの用件を満たした法人が４法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位３法人のみが面接審査に進む。

３）面接審査

面接審査は、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき評価する。

【判定基準】

①評価委員の採点の合計得点の平均が５０％以上でなければ順位づけ判定はできない。

（参考）順位づけ判定

書類審査及び面接審査の両審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。

【判定基準】

① 順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を提案者ごとに合計して数字の１番低い提案者を受託候補者とする。